

利用料の試算について

個別の正式な利用料は、市民税のほか、世帯の状況(ひとり親世帯の同居家族、障害手帳等の有無)等を含めたうえで決定し、保育所等への利用が決定したのちに、利用料決定通知書で連絡しています。ここでは保育料で利用する税額についての基本的な見方を説明します。世帯によって異なる調整控除等は取り扱いませんので、あくまでも、**利用決定前の目安として**お考えください。

＜利用料金表の見方＞ 料金表は「横浜市保育所等利用案内」に掲載されています。

(1)市民税額(父母の合算)、(2)きょうだい区分、(3)保育必要量、(4)利用施設によって確認します。

きょうだい区分(※)、保育必要量はご利用の年度の「横浜市保育所等利用案内」をご確認ください。

※実際のお子さんの数ではなく、特定の施設・事業を利用している就学前のお子さんの数

- 世帯の状況により、祖父母などを算定対象に含める場合やひとり親等の軽減が適用される場合があります。
- 詳細は「保育所等利用案内」をお読みいただき、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

令和8年度横浜市子ども・子育て支援制度利用料（保育料）（月額）

（単位：円）

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） （施設、保育所等の認可後最初の3月1日まで）
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

(2)(3)(4)

負担区分

認定区分	対象施設・事業	3号認定（0～2歳児クラス） 第3歳に達する日以後の最初の3月31日まで	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
きょうだい区分※1	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
保育必要量	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	認定こども園（保育利用）・認可保育所	小規模保育事業、家庭内保育事業、認可保育所内保育事業、認可保育所内保育事業	標準時間	短時間	標準					

利用料金表の見方の【例】

- ① 父の所得割額 170,000 円、母の市民税所得割額 70,000 円(父母の合計 240,000 円)
(保育所利用で第1子、標準時間の場合)
→D15 階層となり、利用料は **53,000 円**
- ② 父の市民税所得割額は 0 円で均等割額は有り、母の所得割額は 0 円で均等割額 0 円
(小規模保育事業利用で第1子、短時間の場合)
→C 階層となり、利用料は **3,900 円**

1. 該当の年※の「市民税・県民税特別徴収税額通知書」をご準備ください。(給与所得の場合)

令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月の利用料	令和 7 年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日の所得で決定)
令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月の利用料	令和 8 年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日の所得で決定)

※非課税の方は、税額通知書は通知されません。非課税で父母共に市民税所得割額が 0 円の場合は、均等割額の有無により利用料金表を確認します。均等割額も 0 円で同居の祖父母等がない場合には、利用料は 0 円です。

「市民税・県民税特別徴収税額通知書(毎年5～6月頃市町村から通知)」の「税額控除前所得割額」を確認します。

令和●年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	営業等 農業 不動産 利子 配当 給与 雑	課税標準 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等譲渡 土地等譲渡 先物等	所得 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等譲渡 土地等譲渡 先物等
所得					

所得	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計	控除 老配 特定 同居 老人 16未満 その他 特属 特属 未成年 特属 専属 専属 ひとり親 勤労学生 障害損失	扶養親族 本人該当区分	所得 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等譲渡 土地等譲渡 先物等
所得					

税額

税額	税額除前所得割額 所得割額 均等割額 税額除前所得割額 税額除前所得割額 所得割額 均等割額 特別徴収税額 控除不足額 徴収当額 徴収付額 差引納付額 変更前税額 増減額 変更月	所得 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等譲渡 土地等譲渡 先物等	所得 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等譲渡 土地等譲渡 先物等	所得 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等譲渡 土地等譲渡 先物等	所得 山林所得 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 株式等譲渡 土地等譲渡 先物等
税額					

「住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)」、「寄附金税額控除(ふるさと納税等)」、「配当控除」、「外国税額控除」、「配当割額控除」「株式等譲渡所得割額控除」の適用を受ける前※の所得割額です。

※同じ収入の世帯を比較した場合に、たとえばふるさと納税(寄付金控除)で減税された世帯と利用料に差が出ないよう、税額控除は加えず、同じ収入の世帯の利用料が同一になるようにしています。

(区役所や行政サービスコーナーで発行できます(有料))。

※課税証明書は、市区町村によって様式が異なります。
横浜市の場合、課税証明書の交付申請時に必ず**税額控除額の記載を希望する旨を伝えてください。**

横浜市の課税証明書は、交付申請時に「税額控除額の記載」を依頼しない限り印字されません。

令和●年度 市民税・県民税 課税（非課税）証明書											
令和●年 1月1日現在	住所										
氏名											
横浜市の 課税証明書様式											
所得金額（令和●年度） 給与支払金額 所得控除額											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">地価課税料</td> <td style="width: 80%;">所得控除合計</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 扶養控除等の内訳 配偶者 配偶者 特別 特定 その他 老人（うち同居） 人 人 人 人 人 人 特別障害（うち同居） 世帯主等 人 人 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 16歳未満の扶養親族数 人 控除対象とならない同居生計配偶者 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 選択標準額 総所得・山林 分額 </td> </tr> </table>				地価課税料	所得控除合計	扶養控除等の内訳 配偶者 配偶者 特別 特定 その他 老人（うち同居） 人 人 人 人 人 人 特別障害（うち同居） 世帯主等 人 人		16歳未満の扶養親族数 人 控除対象とならない同居生計配偶者		選択標準額 総所得・山林 分額	
地価課税料	所得控除合計										
扶養控除等の内訳 配偶者 配偶者 特別 特定 その他 老人（うち同居） 人 人 人 人 人 人 特別障害（うち同居） 世帯主等 人 人											
16歳未満の扶養親族数 人 控除対象とならない同居生計配偶者											
選択標準額 総所得・山林 分額											
上記所得金額等から計算された市民税・県民税の合計額を記入してください。											
令和●年度●月●日											
市民税 県民税											
所得割額 均等割額 合計 年 税 額											
令和●年度●月●日 横浜市●区●長 印											

3. 横浜市の税額(2の税額)は8%で計算されているため、6%で計算し直します。

$(\text{上記2で把握した金額}) \div 8 \times 6$

- ① 政令指定都市は、県民税と市民税の割合が異なり、横浜市の税額決定通知書では政令市の税額(8%)で算定されています。他都市に比べ高くないよう、保育料の計算では6%に計算し直します。
- ② 実際の算定時には、ここからさらに調整控除額等を差し引きますが、世帯の状況により異なり、複雑になるためここでは割愛しています。そのため、計算した利用料は目安として下さい。

4. 父母それぞれで計算した金額を合算します。

父母ともに非課税(ひとり親で非課税)であり、同居の扶養義務者(祖父母等)がいる場合には、同居の扶養義務者(祖父母等)を算定対象に加えることがあります。詳しくはお住まいの区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

5. 合算した金額を「利用料金表」と照らし合わせると、概ねの利用料がわかります。

実際の算定の際は、調整控除額等を差し引きます(調整控除額は世帯により異なります)。

試算した料金は目安としてください。実際の(決定した)利用料とは異なる場合があります。